

# 公益社団法人四街道市シルバー人材センター

## 表 彰 規 程

# 公益社団法人四街道市シルバー人材センター

## 表 彰 規 程

### （目的）

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）が、高年齢者の就労意欲の充足、地域社会の一員として誇りを持って健康で生きがいのある生活の実現に寄与するため、センターの発展及び事業の推進等に貢献し、他の模範となる行為をした会員等の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

### （表彰の種類）

第2条 表彰の種類は、功労表彰、特別表彰及びセンター会長（以下、「会長」という。）が別に定める表彰とする。

### （功労表彰）

第3条 功労表彰の対象となる個人及び団体は、次の各号のとおりとする。

#### （1）個人

センターに10年間在籍し、他の模範となり功績が顕著と認められたもの

#### （2）団体（職群・地域班等）

10年以上継続的にセンターの運営に功績があったもの

#### （3）前各号の他、会長が特に必要と認めたもの

### （特別表彰）

第4条 特別表彰の対象となる個人及び団体は、次の各号のとおりとする。

#### （1）センターの名誉や会員の士気高揚に顕著な功績があったもの

#### （2）前号の他、会長が特に必要と認めたもの

### （表彰の方法）

第5条 表彰は、記念品を添えて、表彰状もしくは感謝状を授与するものとする。

2 被表彰者が死亡した場合は、その遺族に授与するものとする。

3 第1項で定める記念品は、予算の範囲内で用意するものとする。

### （授与）

第6条 原則として、毎事業年度の定時総会の日に授与するものとする。

2 授与式は、原則として当該定時総会の終結の後に行うものとする。

3 法令等により、前各項の定めには寄らないことがあるものとする。

(年数の計算)

第7条 第3条で定める年数は月をもって計算し、中断があった場合は、その前後の年数を通算するものとする。

2 第3条第1項第1号で定める年数は、前事業年度の定時総会の翌日から当該事業年度の定時総会の日までの期間を基準とし、その期間内に達した年数とする。

(表彰の審査)

第8条 表彰の公平性を期するため、表彰の審査を理事会が行うものとする。

(庶務)

第9条 表彰の審査に関する庶務は、センター事務局が行うものとする。

(被表彰者名簿)

第10条 表彰を行ったとき、必要事項を記した被表彰者名簿を作成するものとする。

2 被表彰者名簿を公表するときは、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、前項に定める被表彰者名簿と別の名簿を作成し、記載内容を精査した後、それを公表するものとする。

3 第3条第1項第2号ならびに第4条の定めによる被表彰者については、被表彰者名簿に氏名もしくは団体名のほか、表彰の種類及び表彰事由等を記載するものとする。

(表彰の取り消し)

第11条 会長は、被表彰者が次の各号の一に該当したとき、その表彰を取り消すことができる。

(1) 禁固以上の刑が確定したことが判明したとき。

(2) 被表彰者として不適当と認められる事由が生じたとき。

(3) 被表彰者の責に帰すべき行為により、著しくその名誉を失ったと認められたとき。

(経費)

第12条 表彰に掛かる経費は、管理費の委託費及び印刷製本費、雑費を以って支出するものとし、国又は市からの補助金はこれに充てないものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会において承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日より施行する。